

情報公開と個人情報保護

平成30年度実施状況報告

「情報公開制度」

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

○開示請求制度

江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの

○情報提供制度

条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの

○情報公表制度

請求や申出を前提とせずに区が義務的に情報を公表するもの

「情報公開の実施状況」

平成30年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ8,716件でした。このうち開示請求

(義務的開示)によるものが200件、残り8,516件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に關するものが148件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建築関係文書について開示を求めたものが計84件と最も多くなっています。

その他の実施機関別内訳は、教育委員会が33件、区議会が16件、選挙管理委員会が2件、監査委員が1件でした。

情報提供申出(任意的公開)の主なものとしては、都市整備部が保有する建築計画概要書、都市計画決定図書の関係文書等が7,849件、保健所の保有する食品衛生等の関係文書等が538件でした。

「個人情報保護制度」

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を適正に取り扱うため、次のようなルールを義務付けるものです。

○利用目的を明確にした個人情報の適正な収集

○個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置

○目的外利用や外部提供の原則禁止

○個人情報ファイル簿の作成

○個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取

○職員や受託業務従事者等への罰則適用

「保有個人情報開示等請求の実施状況」

保有個人情報の開示請求件数は207件あり、主なものは、福祉部および生活支援部の保有する介護保険認定関係書類等が126件、区民部が保有する印

鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類等が51件でした。保有個人情報の訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

「情報公開コーナー」

これらの請求・決定状況の詳細は、情報公開コーナー(区役所2階こうとう情報ステーション内)で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会本会議録、入札経過調書等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

「情報公開・個人情報保護窓口」

各制度の利用請求の受付は、情報公開個人情報保護窓口(区役所2階21番)のほか、各課でも行っています。

「区報広聴課情報公開個人情報保護担当」

☎(3647)4022
☎(3647)9635
FAX(3647)0430

第2回区議会定例会終わる

江東区特別区税条例等の一部を改正する条例などを可決

令和元年第2回区議会定例会が、6月12日から7月1日まで(会期20日間)開かれました。今回の定例会では、「江東区特別区税条例等の一部を改正する条例」など24議案について審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

令和元年第2回区議会定例会は次のとおりです。

○条例案件(5件)
「江東区特別区税条例等の一部を改正する条例」など

○契約案件(14件)
「仙台堀川公園改修工事(その2)請負契約」など

○事件案件(2件)
「包括外部監査契約の締結について」など

○同意案件(1件)
「江東区教育委員会委員選任同意方について」

○意見書(2件)
「高齢運転者による交通事故防止対策の更なる強化を求める意見書」など

区議会事務局調査係
☎(3647)3548
FAX(3647)0430

平成30年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況 平成31年3/31現在

区分	請求件数	開示等可否の決定件数				計	取下げ
		開示	一部開示	非開示 A	非開示 B		
公文書開示請求(義務的開示)	200	86	96	13	2	197	3
情報提供(任意開示)	8,516	8,516	-	-	-	8,516	-
情報公開件数合計	8,716	8,602	96	13	2	8,713	3
保有個人情報開示等請求	207	133	50	20	1	204	3

(注) 非開示のA欄は、実施機関が対象文書を保有していないこと(文書不存在)による非開示の件数。非開示のB欄は、文書不存在以外の事由による非開示および存否応答拒否の件数。

介護スタッフ養成研修

高齢者生活援助サービスの従事資格を3日間で習得

介護予防・日常生活支援総合事業における、基準を緩和した「区独自の介護サービス」を充実させるため、介護スタッフを養成し、人材確保を図る研修を実施します。研修を修了した方は、区内で生活援助(掃除・調理等)のサービスに従事する資格を取得でき、これらのサービスを提供する事業所で働くことができます。

日時	場所	研修内容
8/26(月) 10:00~15:00	区役所7階72・73会議室	○介護保険制度および総合事業について
8/27(火) 10:00~15:00		○高齢者の特徴について ○職業倫理、接遇・マナー
8/29(木) 10:00~14:40 14:40~16:00		○個人情報保護および守秘義務について ○高齢者とのコミュニケーション ○生活援助(家事援助)の方法 ○緊急時の対応方法
※研修修了1~2か月後を目処に、就労状況に関する調査(郵送)を実施予定ですので、ご協力願います。		

飲食店を管理される皆さんへ

喫煙状況店頭表示が義務化されます

東京都受動喫煙防止条例の施行により、飲食店は9月1日から店内の喫煙状況(禁煙か喫煙場所があるか)の店頭表示が義務付けられます。また、令和2年4月からは改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例に基づく新制度の標識掲示が必要になります。掲示方法等詳細は、東京都福祉保健局ホームページに掲載の「施設管理者向けハンドブック」および「標識掲示パンフレット」をご覧ください。

女性のための防犯講座

危険を遠ざける 暮らしの中の心構え

女性が犯罪から自分自身を守るためにできることを学ぶ講座です。前半は、区内における犯罪の発生状況や、女性が犯罪に遭いやすい場所など、日ごろから気を付けておくべき防犯の基礎知識を学びます。後半は、犯罪者から身を守るための歩き方や相手との距離のとり方など、いざという時のために自分の身を守る簡単な護身術を体験します。犯罪から自分を守る知識とケア(株)

☎(6279)2310
※土・日曜、祝日を除く
☎(3647)9468
FAX(3647)9247
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール